

中世後期南九州の兵法書の性格と その受容形態

福 島 金 治

はじめに

中世後期の日本では『張良一卷之書』『訓閥集』といった密教・修験道と関わる兵法書が広く伝授されていた。『張良一卷之書』は、島田貞一氏が密教呪術を基本とし大江維時・大江匡房から源義家に伝来した由緒を伝え鎌倉末期には成立していたこと⁽¹⁾、岸田裕之氏が戦国期の毛利家では当主の権力の所在を明確にするものとして領国の安定に寄与したと評価された⁽²⁾。一方、『訓閥集』は、島田勇雄・郷田雪枝氏が日取・雲気による敵情察知など易学的要素や異常事態での呪文などが主体で戦術論はみられないとし、両書の連関については大谷節子氏が『兵法秘術一卷之書』は『訓閥集』の一部に取り込まれ流布したと述べている⁽⁴⁾。

本稿は、島津・相良両氏の領国に伝来した兵法書を素材に兵法の伝授者と在地社会の関係を検討する。「島津家文書」中の兵法書は、永松敦氏が民俗学の伝承の限界を破る方法を模索するなかで着目し、島津氏の軍師は修験者で、合戦の日取りや鬪取りの作法は兵法書にもとづくもの

と考察した⁽⁵⁾。その後、筆者は兵法書の伝授を聖教の構成から検討し、大唐流や『訓閥集』系などで構成され、兵法書の伝授には密教僧から俗人への伝授や修験者間の伝授がみられ、その伝授方法は密教僧の師資相承による聖教伝授と同質であることを指摘した⁽⁶⁾。また、栗林文夫氏は島津氏家臣の修験者が兵法をになったことと修験者の家中での位置を通覧された⁽⁷⁾。右の研究をうけ、本稿では兵法書の教義内容と流派、戦国から近世への転換のなかで兵法者がどのような転換をとげたか検討してみたい。具体的には、肥後人吉相良氏の氏寺願成寺の聖教に残る兵法書からその理念を検討し、その後島津氏家中の軍師の所持した兵法書の性格と流儀、修験系兵法者から近世に日伏神に転換したがたを在地との関係から検討してみたい。

なお、史料の引用に際しては、「島津家文書」中の島津家伝来軍術書は「島津」と略して文書番号を、『鹿児島県史料 旧記雑録』の引用は「旧記雑録後編一」の場合は「旧記後一」と略して史料番号を付記した。

一 相良義陽手沢『仏説弓法陀羅尼經』とその伝授

兵法書とは、中世においてどのように位置づけられていたのであろうか。「兵法」という単語を文学作品からみると以下のような例が目に入る⁽⁸⁾。

- ①『古今著聞集』「源義家大江匡房に兵法を学ぶ事」⁽⁹⁾
- ②『義経記』「父の秘藏しける宝藏に入て、重々の巻物の中に鉄巻したる唐櫃に入たる六韜・兵法一卷の書を取り出して奉る。御曹司悦び給ひて、引拵けて御覽じて、昼は終日に書き給ふ。」⁽¹⁰⁾

③『御曹司島渡』「此内裏に、大日の兵法のまします由うけ給はる、一目見せ給へ」¹¹⁾

④『鞍馬天狗』「さても高祖の臣下張良といふ者、黄石公に一大事を相伝す、(中略)張良杵を捧げつつ、馬の上なる石公に、履かせけるにぞ心解け、兵法の奥義を伝へける」¹²⁾

「兵法」には平安期に源義家が大江山房から学んだとする伝承があり①、南北朝期には中国由来の『六韜』とともに『兵法一卷之書』が秘伝書となり、源義経への伝授とともに語られていた②。『兵法一卷之書』は能「鞍馬天狗」では「兵法の奥義」を伝えるものと認識され④、その内容は鞍馬の天狗が「大日の兵法」を伝えたとおるように密教・修験と密接なものと認識されていた③。まとめると、中世の兵法書は大江山房という枢要の知識人から武人の典型の源義家に伝承され、中国伝来の兵法の奥義と密教の秘伝をあわせたものとしてあがめられていたということになる。

戦国期の兵法が呪術や易を基盤にしていたことは、朝倉敏景十七箇条に「可勝合戦、可取城攻等の時、吉日を撰び方角を考て時日に移事甚口惜候、如何に能日なるとて、大風に船を出し、大勢に独向はゞ、不可有其甲斐候」の文言にうかがえ、合戦での判断が暦や占いに左右されていたことを物語っている。このことは室町期の政道論・処世論の代表的書物である『世鏡抄』にも顕著で以下のようにみえる(『統群書類類』第二二輯上)。

①法ハ是万人ノ命ヲ長ク助け、為君名譽ヲ施シ、家ノ名ヲアラワシ、氏ノ昔ヲ現サンタメニ、或ハ張良力太公¹³⁾授リ、或ハ義経ノ天狗ニ授リ、是流ヲウケテ末世今迄モ伝之、雖然、上根上智之者稀ニシ

テ、只兵手計習フ間、人ノタハカリ、身ノ一大事ノ吉凶ヲシラス、法過現当事、能々相伝スレハ可¹⁴⁾知也、然間、兵法者只真言ヲ学也、手ニ結¹⁵⁾印ヲ、口ニ誦¹⁶⁾小呪ヲ、経ヲ誦シ、陀羅尼ヲ満テ、文字ヲアツカフ趣ハ、正直正理ノ出家也、出家ノ如ナレハ、心中ニモ又上ニモ大俗ナリトモ、下ニハナトヤ正理ノ出家ヲナサ、ラン(第四十、法者一生之中之事)

②一、張良曰、城ハ是多宝ノ塔、高ク峻ニシテ清浄ノ地ヲ用ヨ、心ヲ城ノ戸トナシ、諸人ヲ築地ト定メ、水火ヲ可¹⁷⁾ニ壽命ト、兵ハ眼前ノ利潤、法ハ隠テノ守護人、女城中大禍、男ハ臆病ナルモ大切也(二一、勸道人ノ事)

①では兵法書は張良・義経が受けた伝授書が基盤であり、兵法者は真言を学ぶことが肝要で、俗人ながら出家者の様相であるといい、これに依存して実態把握が不足していると批判している。②では張良の詞として城と人は一体、城中に女性は禁物で男は臆病であることも重要であるなど、当時の実態を批判的に記述している。

右の事情は相良家の場合でも確認でき、天文五(二五三六)年一月の沙弥洞然相良長国書状写には以下のようにみえる(相良三一九)。

一、兵書七書之事、六韜三略第一第二之巻候之哉、連々能被御覽儀理、以御相伝、御武略等昵懇深広之御思惟、不可有疑摩利支天感応候、

洞然は相良氏庶流の上村長国で家督の為統・長毎に仕え、その娘が生んだ晴広は義滋の後継となった。兵書には七つあり『六韜三略』が要で、これを相伝し理解していれば摩利支天の加護により安穩がえられると述べている。摩利支天法は修験道では自身の身をかくす隠形・調伏に関係

した破敵の法とされ、『仏説摩利支天經』には「若患九從、雖逢合戰、化修羅道、令離苦患、令生人天」とあって摩利支天を信ずれば合戦での苦しみを除去できると考えられていた。⁽¹⁶⁾ 聖教の詞は洞然の述べることに通底している。

一方、相良氏が重視した兵法書は漢籍のみでなく、占いや雲気などの非合理的なものも重視されたことは兵気見様問合書にうかがえる（相良六五三）。

〔包紙ウラ書〕
〔兵気見様 一〕

- 一、兵船之氣之事、
- 一、敵銘必定之氣之事、
- 一、銘不定之氣之事、
- 一、味方勝利之氣之事、
- 一、味方可慎氣之事、

右之五ヶ条、成緩急候ハす者、爰元当用之条、被請 上意、細々被遊付被下度候、但、可寄御気色候、

軍事の判断は「氣」にあり、兵船や敵の活動や味方の軍勢の動きと連動すると考えられていた。兵事で「氣」を重視する基盤には密教や修験の聖教があつたであろう。

こうした内容を教義として伝えた聖教の一つが、相良氏の氏寺・願成寺⁽¹⁷⁾に伝来する相良義陽手沢本『仏説弓法陀羅尼經』である。以下紹介し検討してみたい。⁽¹⁸⁾ なお「は改頁の部分を示した。

『仏説弓法陀羅尼經』（翻刻）

中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態（福島）

〔包紙〕
〔義陽公御所持之經 一卷〕

一、相良修理大夫義陽公御所持之本、願成寺ニ奉寄進 般若院行盛

×怖魔

〔裏紙〕
〔義陽之〕

仏説弓法陀羅尼經

如レ是、我ニ聞一時仏住ニシテ鹿野園ニ、諸ノ菩薩摩訶薩ニ二万五千人、迦葉・迦旃延・須菩提等、大阿羅漢二千人トトモナリキ、俱世尊說法ノ葉・枝一作り弓ヲ、以テ竹林精舎ノ竹ヲ、作リ箭ヲ、射弘ワン魔族ヲ、即チ彼レ等、永ク退散セン、干レ時応ニテ仏勅ニ、多羅葉ノ枝為レシ弓ト、竹林精舎ノ竹ヲ、為レ箭ト而モ、天人」聖主各対ニ弓箭ニ、射テク魔族ヲ、神箭鳴ニリ廻ル彼等カ耳ノ辺ヲ、干レ時ニ、魔仏失レテ術ヲ而、方々ニ退散ス、尔時、諸ノ人天大会本仏ノ所ニ皈ハ、諸ノ菩薩」世尊ヲ敬礼ス、弥勒菩薩、重テ白シテ仏ニ言ク、如来、現在ニ如レ是、天魔破旬蜂起而、令シム誑ニ惑セ四部ノ衆ヲ、如何ニ況ヤ於テ仏滅度ノ後ニ乎、如何シカ、」末代悪世ノ衆生、令メン得安穩ヲ、尔時ニ世尊告ニテ弥勒ニ言ク、及ニ大衆ニ、有ニ神呪、名テ曰フ秘密陀羅尼ト、三世ノ諸仏ノ内証真言ノ妙理ナリ、信敬スル」者ハ、除ク万惡ヲ、即チ令ニ安穩ナラ、未來悪世ノ衆生、欲スレ防ニ、魔族惡敵ヲ、取テテ神水ヲ、此陀羅尼ヲ受持読誦解說書写ノ輩ハ預ラン三世ノ諸仏ノ護念ニ、」大自在安樂ナリ、即チ説テ呪曰ク、唵。阿盧伽。娑婆毘沙膩。阿嚩多。波隸輸地。首迦差。達魔波利差帝。ハ波舍輸地。摩訶座。餘。阿羅波帝。毘那梨。阿那廬。旃陀他餘。阿婆多尼。僧伽但伽陀尼。薩婆薩埵樓駄。吽。吽。娑婆訶。尔ノ時ニ、世尊告テノ諸ノ大衆ニ、於テ末」来世ニ、如レ是天魔外国土ニ流布シ、邪法ハ乱シ正法ヲ、誑ニ惑スル人民ノ故ニ、諸人入ニテ邪智ニ、而モ背テノ正法ヲ故ニ、喧嘩鬭諍興起シ、不レ分ニ親疎ヲ、争カケテ權威ヲ

可シ他失^ス、所^一以^一者何^レ信^ニ邪法^ニ故^ニ、如是、為^ニ鎮^ニ猛惡^ニ、
 說^ク弓法^ノ術^ヲ、於^テ未來世^ニ、若有^テ善男子・善女人、所^レ煩^ニ天魔外道
 咸^ク所^レ惱^ス呪詛怨敵^レ是^レ欲^シ遁^ニ諸怖畏^ニ」此^レ神呪^ニ隨^テ身^ニ提^ニ
 弓箭^ヲ而^レ、敵方^ニ振^ニ威勢^ヲ、自^レ強敵滅亡^{シテ}而^レ、令^レ得^ニ安穩^ヲ、當^ニ
 知^ル、弓^ハ是^レ身體、絃^ハ是^レ命、箭^ハ是^レ一心^{ナリ}、故^ニ弓折^レ箭^ハ盡^ハ、則^レハ
 可^レ思^ニ無^レ情^ノ殺^鬼競^イ來^ト、譬^論、雖^レ強^魔ノ敵^ニ、非^ス可^キ斷^命、
 為^ニ全^ク鎮^ニシカ、暫^ク彼^ノ邪業^ヲ消除^セ、所以^レ者、何^レ各有^ニ仏性^ニ、
 故^ニ離^ニ邪路^ニ、則^レハ天魔^ニ破^句自^レ一心^起、信^ニ正路^ヲ、則^レハ顯^ス
 本分^ノ仏性^ヲ、不^レ亂^ハ一心^不如^レ趣^ニ邪路^ニ、弓^ト者^ア字^也、天^ナリ、
 日^ナリ、陽^ナリ、箭^ト者^ハバーン^也、地^ナリ、月^ナリ、陰^ナリ、又^弓ト者^ハ字^也
 ナリ、箭^ト者^ハア字^也、絃^ト者^ハ日^ナリ、又^三如^來ナリ、欲^ス退^レ惡^ヲ、生^{シテ}
 善^ヲ自在^也、若^人欲^スレハ合^シメ斷^ニ絶^ニ惡魔強敵^ヲ者、向^テ敵方^ニ、此
 神呪^ヲ誦^ス逆^ス語^ニ、天^ノ使者^ハ此^レ形^逆立^テ而^レ、現^ニ種^ノ身^ヲ可^シ除^ニ
 却^ス強魔^ノ惡敵^ヲ、能^ク此^レ神呪^ヲ修行^セハ、天魔破^句不^レ能^害スルコト、譬^ハ
 雖^レ射^ル敵^我ヲ、違^テ四寸^ヲ、可^レ免^ル其^レ難^ヲ、一生^ノ浮沈^依信^心ノ厚
 薄^ニ、無^レ冥^顯遍^顯、但^信不^信トナリ、重^テ說^レ偈^ヲ曰^ク
 如^シ一心^ハ絃^ノ 不^レ行^セ邪路^ニ
 亂^ル、一心^一則^レハ 不^レレ^ア大^的的^モ
 難^シ破^レ泡沫^一 一心^直則^レハ^一
 不^迦二毫髮^モ 易^シ穿^ニ鉄石^一
 善惡^一心^{ナリ} 能^ク治^スレハ一心^一
 不^迷二一心^一 此^レ心^不善^{ナレ}ハ
 所^レ惱^ニ万惡^一 此^レ心^正直^{ナレ}ハ
 万善^自來^ル 迷^ハ生^ニ諸惡^ヲ

悟^レハ顯^ニ真如^一 如^レ是^レ聞^レ說^ヲ

菩薩^聲聞 人^天大^會

作^{シテ}札^ヲ而^{シテ}去^ル

仏^説弓^法經

右此^レ經者、於^レ鹿島大明神百日參籠^ノ時、神宮寺長演法印色々依懇望、
 相承^所被^成深秘^程、可^有奇特、少^シ輕^ニテ不可^叶之^由、一^堅誓^約申^条、
 摩利支尊^天四寸^内御誓願[・]御信仰^ノ上、天下^納掌^ノ之内、弥^以御子孫
 繁昌^可為^思食^俣、千種^万代之^教如^斯、

天正五年丁丑^{林鐘}吉日^書之、

上總^国長南^住僧 南^藏坊^一

本聖教は、密教聖教を区別する分け方でみると教相書にあたるといえ
 よう。表紙に相良義陽の手沢銘があり義陽の所持本だったが、後に般若
 院行盛により願成寺に寄進された。巻末にみえる天正五（一五七七）年
 の上総国長南住僧の南藏坊による識語によれば、南藏坊が鹿島大明神に
 参籠した際に鹿島神宮寺の長演法印から伝授されたものと解釈される。
 義陽は天正九年一二月に肥後国益城郡三船城に甲斐宗運を攻めた際に討
 死しており、天正五く九年の間に義陽にもたらされたといえる。

『仏説弓法陀羅尼經』の内容は、釈迦が説法した際に多羅葉の枝で弓
 を作り、竹林精舎の竹で箭を作り魔族を調伏したという。現世は天魔・
 外道が国土にはびこり邪法を正法として人民を惑わし喧嘩・鬭争が起
 こっているとし、「弓法の術」で敵を倒して衆生に安穩をもたらすとあ
 る。弓矢をもつ者は「弓は身体、弦は命、箭は心」を表象し、弓矢を引
 く者にとって弓と矢はア・バーン即ち金剛界・胎藏界大日如来であり、

両者を不二合一化することで強魔・悪敵を排除できるという。弓矢を取り敵を滅ぼすことは仏の意にかなない、衆生に安穩をもたらすことができるという考えである。国主の武力行使の正統性を密教によって裏付けたものであった。「朝倉英林壁書」が、主人たるものは不動・愛染のようであるべきで、自身の振る舞いを正して家臣に恩賞を与え不忠叛逆輩を退治して理非善悪を明確にする「慈悲之賞罰」を行うのが当主であると述べるのと類似している。²⁰⁾

次に、本書に関わる人物と密教等との関係をみておこう。相良義陽は吉田神道に強い関心をもっており、修験道にも深く関わっていた。そのことは、弘治三（一五五七）年七月、梁瀬勝軍斎が相良家の「当家繁栄」のために愛宕社を勧請したことに対して肥後津奈木内淡田山口門の寄進を約束した点にうかがえる。梁瀬勝軍斎は島津貴久が恩賞を与えたように島津氏麾下のもので、島津氏家臣の列伝集『本藩人物志』に「梁瀬勝軍坊 山伏ニテ御奉公相勤候人ナリ、新納武州・肝付彈正ヨリ遣候書状在之」とみえ修験者であった。²¹⁾津奈木は島津氏との境界領域で、修験者梁瀬勝軍斎は島津・相良両氏と両属関係にある修験者だった。²²⁾このことは相良氏の家譜『南藤蔓綿録』に反映している。²³⁾義陽は弘治三年に家督を継いだとあるが、その前年の弘治二年のことが以下のよう記されている。

野間口愛右権現御草創、今ノ観喜院愛宕也、昔定法院古跡也、先年晴広公御願トシテ頼房公御建立、社内ニ頼房公守本尊摩利支天像有り、坐三足ノ鳥、此所昔日定法院古跡也、当院退転ノ後、修験道将軍齋頼盛住ス、

野間口という場にあった愛宕権現は頼房（義陽）によって建立されたも

中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態（福島）

ので、本尊は義陽の守本尊の摩利支天像で、退転後に修験道の將軍齋頼盛が住持したという。さらに、頼盛は天正三（一五七五）年七月に殺害されたが「修験道也、治頼天法兵道ノ御弟子兄弟」といい、その石塔は「今ノ勸喜院愛宕ノ庭ニ有」とある。修験道で兵法を伝授されたものと位置づけられていた。また、行盛は『南藤蔓綿録』に「天正七年三月、南龍坊弟大林坊快尊並般若院行盛、同道致入峰候処、行盛返山ヲ憎ミ、快尊行盛ヲ調伏ノ由、而ルニ快尊途中ニテ俄カニ乱心起リ、馬上ニテ切腹ス」とあり、密教僧で入峰修行を行う修験者と伝えられていた。義陽の周囲を固めた密教僧・修験者には、兵法を伝授するものが混じっていた。

一方、常陸鹿島神宮寺の長演法印については、下総香取神社文書に次の長演書状がある。²⁴⁾

就 御当社鳥居額、預尊書候、日域無双靈神、一朝崇敬、威光不易候、然上者堅思慮仕候処、社務可応貴意旨、蒙仰候間、不顧他嘲弄、認令進覽候、当寺事も三社一社之別当職候条、只此龜鏡外無他候、何辺春中以参宮之次、可申宜候、余事奉期拝面候、恐々謹言、

二月六日 法印長演（花押）

謹上 大禰宜殿

神主殿 回報

鹿島社の鳥居の額を依頼された件に応えたもので、鹿島神宮寺は「当寺事も三社一社之別当職候」と述べており「三社」は鹿島・香取・息栖社の三社をささうか。長演は鹿島社神宮寺の有力な社僧だった。この聖教は「上総国長南住侶南蔵坊」を媒介に相良氏に伝来した。「長南」には真言宗豊山派に報恩寺（近世は談義所）、天台宗では長福寿寺・笠森

観音等がある。恐らくは新義真言系の僧、または修験のものであろう。

一方、長演との関連を推測させる素材には願成寺伝来の勢辰印信血脈があり、それには次のような記載がある(願成寺一八三、二一九五―二)。

長智 長福寺開山
越後国加茂郡

長鏡 長福寺
越後国

長貴 長福寺開山
下総国

長乘 同

長誉 長福寺住持
下総国

文末の長誉から五代を経て中世末・近世初期の願成寺住持勢辰にいたるが、右の法流は越後から下総に流れた真言僧で「長」のついた僧があった。この例から推測すると、長演も右の真言僧らと交叉していた可能性があるであろう。

最後に、願成寺僧のネットワークについて述べておきたい。願成寺伝来の立川流の『受法用心集巻下』は、鎌倉期に仁和寺で越前国の誓願房が書写し、康正三(一四五七)年に周防国、明応六(一四九七)年に願成寺で書写された。北陸から周防を経由し肥後にいたるルートで先述の勢辰印信血脈と共通する要素をもっていると考えられる。一方、肥後や隣国とのネットワークは『千仏名祈願文』にみられ、奥書は以下のようである(願成寺文書三三、八一―一四〇)。

嘉吉三年極月九日、於肥州之山鹿之庄金剛乘寺書写畢、雖天下大一惡筆、三千仏名始徳事闕候、致命失畢、但慈父母頓証菩提、殊者現当二世悉地成就、為秀譽人天也、筆者薩州之住人 舜光廿二年

本書は嘉吉三(一四四三)年に薩摩国の舜光が肥後国山鹿の金剛乘寺で書写したが、金剛乘寺は薩摩坊津一乘院所蔵の日本図が書写された場で

ある。⁽³⁰⁾一乘院の日本図は独鈷形をとり、その中心は奈良室生寺である。願成寺には室生に関する秀範関連の聖教が伝来しており、⁽³¹⁾日本図は右のような室生に関わる真言の教説と関係して創られたに相違ない。願成寺は山鹿金剛乘寺・坊津一乘院と結ばれていた。願成寺は南九州の真言寺院・談義所のネットワークを基盤にもち遠隔地と交流する寺院だった。こうした環境を含む領域で兵法書の伝授も行われていたであろう。

二 島津氏家中の兵法者とその修法

「島津家文書」中の「島津家伝来軍術書」「島津光久兵法伝書」⁽³²⁾からその構成をみると以下のように区分けできる。⁽³³⁾

(ア)島津氏の軍師(修験者を含む) 相伝の兵法書 (A)村田経通相伝の「刑罰治国慮理撫民武用記注上」(薩摩国冠嶽山鎮国寺住持欽久から相伝、鎮国寺は修験の道場)、(B)唐流の「唐流兵道三略拔書符」「唐流敦生騎当千軍記事」等(大江維時が入唐して兵法を伝授されたことから「唐流」と呼ぶか)、(C)大唐流の「大唐流兵道極意縮荷秘作法」「大唐流兵道荒神供表白馬」等、

(イ)坊津一乘院(真言宗)の頼政からの伝授分「団扇大事」など、
(ウ)曆(A)曆の配当マニュアルの『大唐陰陽書』、(B)曆を兵法書(出兵の可否の判断等)に特化した『兵法秘軍曆』等、

兵法書は密教・修験との関連が濃厚な聖教で、⁽³⁴⁾(ア)の(B)(C)や(イ)は密教での事相書にあたりと考えてよからう。なお、兵法書が密教聖教の一つに構成されていたと見られる要素には、横浜宝生寺の聖教に「兵法(摩利支天三十番神円相)」⁽³⁵⁾があることから確認できる。

こうした事情は「島津家文書」の兵法書にもうかがえる。兵具を解説した文明七（一四七五）年の山田聖業書写本『和朝兵具起并度量等』は、冒頭に「神武天皇於日向笏宮崎郡^ミ、始被造御鎧」と兵具作成の端緒を神祇伝承によって述べ、文末に「摩利支天一印法」を記している（島津80/1/3/50）。軍神である摩利支天を基本においており、伝来の系譜は次のように記されている。

〔一〕云、以林善之本、正応二年五月十六日、書写畢、
如法^{云々}、秘本^{云々}、

観応^庚八月十日、示之書畢、羽床殿後日^カ日記ヲ披覽之次、此^{書カ}之由来注置給者也、此日記者、伊勢国之宮河住人讚岐国八幡領也、牟供床ノ公文大輔房カムコ成侍リキ、其人是ヲ所持セリ、其奥書云、此日記者内宮神祇ヨリ不思議ノ感得アリ、世間^ニ人之知事希ナル物也、

永和二年八月廿日、金剛子実存

応永廿年十月廿日、英祐、同廿三年十月一日、清重、緹金咄^{ウスケレナ井ムラセキ}差金
土沙白色全金母衣^{ウツス、ミ}横^ミ

鎌倉期の正応二（一二八九）年に書写された聖教が、南北朝期には羽床殿・牟供床公文大輔房・実存・英祐・清重らを経て伝授されたとあり、伊勢神宮に伝来した聖教は密教僧実存に伝授され、やがて薩摩の山田聖栄に伝授された。右の文中の「羽床殿」の「羽床」は讚岐国阿野郡内に「羽床郷」があったことからみて（某国司序宣、八坂神社文書、鎌倉遺文九〇〇等）、「伊勢国之宮河住人」である「讚岐国八幡領」の者が羽床殿なのだろう。俗人から密教僧を経て山田聖栄に伝授された。このような密教僧から俗人へ伝授された聖教は他に『団扇引導』もあり、明応七

中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態（福島）

（二四九八）年九月に坊津一乘院頼政から島津忠幸に伝授されている（島津80/1/3/61）。兵法書は密教の濃厚な環境下で形成・伝授されたものであったといえよう。

一方、島津氏家中の兵法書の中心を占めたのは大唐流と小笠原氏に伝授された『訓閲集』系のものであった。このことは「新納文書」所収の安政四（一八五七）年の新納駿河目録にもみてとれる。新納家伝来の要書は以下のよう³⁶にみえる。

一、小笠原流五箇最新折本一
一、大唐流兵道書一冊

前者は小笠原氏が伝授に名を連ねる『訓閲集』系の兵法書、後者が大唐流の兵法書とみられ、前者は折本とあり一結のもの、後者は一冊とあり書冊にまとめられたものと考えられる。その実体は「新納文書」中に確認できる。前者には『×五箇日記^{小笠原流} 忠元』があり、文中に「天正五年丁丑五月四日 下総一乘坊召之」とあり下総一乘坊から忠元へ伝授されたものだった。一方、後者には『大唐流之兵道軍略曆書 私口卷』があり、「石斯日八幡太郎義家朝臣一国一人ノ伝授也」と源義家以来の伝授物とあり、文末には「源義朗ノ藤原忠堯」とある。軍師として知られる河田義明から忠元の子忠堯へ伝授された兵法書だった。忠堯は天正一一（一五八三）年六月に肥前深江で戦死しており、それ以前に伝授されたものとなる。

忠元は天正年間には相良領と接する薩摩大口の地頭だった³⁸。忠元と兵法の関わりには以下のような記述がある。『新納忠元勲功記』には、天正一四年正月二三日の肥後高森攻めについて「此月廿三日、高森城可攻崩日取吟味之節、伯圍様御日柄不宣与為申人も御座候由、然共 伯圍

様^ニ者、誠^ニ軍神御座候付、忠元より申論、終^ニ其日^ニ致決定、為被攻
取由御座候」とある。正月二三日は島津貴久に關わつて日取りが悪いと
いうのに対し、忠元は貴久は軍神といつて相手を論難し二三日に決定し
たとある。批判の論拠は二三日が貴久の月命日だったからだろう。⁽³⁹⁾ま
た、同年一〇月、豊後大友氏の計略にあたり入田氏らを調略した際、義
弘は「忠元^江被仰付、兵道之作法共執行ひ、野村与三右衛門与忠元家来
尾崎彦兵衛・中馬源之丞を志賀城^ニ差遣、右秘法之針を為埋置^一たとあ
り、忠元は「兵道之作法」を身につけた兵法者だったことがわかる（旧
記後二・一一六）。忠元の所持した兵法書は忠元自身が兵法者であるこ
との証であった。

修験道と島津氏の関係は、義久も鞍馬毘沙門天を信仰しており、天正
六年の大友氏と日向高城での合戦を記した『日州御発足日々記』の二月
一四日条に「鞍馬妙法坊^江、太守様御夢想之興趣書付被御登せ」と夢想
の内容を鞍馬に届けて吉凶の判断を依頼し、一七日には鞍馬に所領を寄
進している点でも明瞭である（旧記後一・一〇四一）。島津氏の軍敗者
の有力な一人であった河田義朗⁽⁴⁰⁾は、唐流を室町期の守護家の村田経堯
から真言僧快宗を経て河田義朗に伝授された枢要の人物であった。⁽⁴¹⁾河
田義朗の兵法が修験を基本としていたことは、義朗の『天扇勝箭両表
白』に新田・開聞・正八幡宮以下の霧島・鶴戸・金峯大権現・白山大権
現・白鳥大権現・桜島大権現と薩隅日三国内の諸社の鎮護をうけること
を記した後に「摩利支天名^ノ為^ノ名乗入御武運長久・当軍勝利^ノ日輪摩利
支天名^ノ為^ノ役^ト」武道勝利・軍衆軍兵安泰勝運」と合戦の勝利が摩利支天
の加護と記す点から明白である（島津80/10/13/24）。

次に「島津家文書」にみえる修験の聖教の伝授の系譜をみると、僧か

ら俗人への伝授されたもの、修験者間で伝授されたものが摘出できる。
前者の例は『天狗之書』で、文中に「天狗者成仏成神、我日本國中^ニ於
住家雖^レ多^ニ、山城國小瀧郡愛宕山也、教空法師^{キウクウ}御弟子 太郎坊ト申シテ
神通方便^ノ神威、日本國中於日^ニ三度^ツ、（以下略）」と天狗は京都愛宕神
社で神仏となり弟子の太郎坊が全国を遊行する由緒を記しており、文中
には「飯繩対面之法」が記されている（島津80/1/4/51）。その識語
は以下のようなものである。

太郎坊

紀州根来寺歡喜坊^{ヨリ}

受与出羽国住侶心順坊^ニ示之、又心順^{ヨリ}伝之、

藤原久応

藤原久近

天正十五年二月吉日

根来寺に修行した出羽国の僧が修験の兵法を島津氏家臣に伝授してい
る。久近は『勝軍地藏之秘法』を所持しており、修験者で兵法者であつ
たと確認できる（島津80/1/3/5）。一方、後者の例は刀八十二符之
印信で、末尾に伝授の系譜が以下のようにある（島津80/10/13/31）。

秘密之法也、可秘、々々

上野金剛坊

常茹光明坊

明星坊

伝之 威光坊

慶長十年乙巳 六月吉日

いずれも坊号であり、この場合の伝授は修験者間のものとみられる。末

尾の威光坊が島津氏と関与する修験者であろう。このように、修験道・密教の諸作法が密教僧・修験者を通して島津氏家中に伝授されていたのであり、修験者は家中の維持に大きな役割を果たしていたといえる。

そのため、合戦の現場での流儀も修験道等にもとづく兵法の影響が濃厚にうかがえる。天正四年の「高原城攻日記」には陣所の選定などについて「矢合地定、地取・鞆初面々、勸請之吐気川田駿河守也」とみえ、軍敗者は合戦地や陣所の選定、勸請の吐気などをつとめていた（旧記後一・八七四）。同様のことは天正六年の耳川合戦を記した『大友御合戦御日帳写』にも明白で、一月四日に「此日、川田駿河守、從根白坂辺、勸請之儀在之」とみえ、合戦に勝利すると河田義朗が勝吐気をあげている。さらに、九日には「兎角河原之陣可被詰崩儀定無篇目、然共、近日中吉日不廻候間、先以往来へ伏仕役之評定也」と吉日でないとの理由で戦鬪を日延べしており、曆の吉凶を判断して実際の戦鬪を行っていた（旧記後一・一〇三九）。

勸請・鞆初等の儀礼は、弘治二（一五五六）年の大隅帖佐攻め合戦を記した『山本氏日帳』では家中の重臣で役割分担していたことがわかる（旧記後一・二七七）。

一、^{辰日}（十一月）廿五日、是日のくハそめ三原右京亮、軍神勸請ハ岩切三河守、

くハんやうの時ハ伊十院大和守殿、矢合ハ木脇大炊殿、（以下、略）

鞆初は地取の作法で弓と矢を地に立てて鞆入れして地主神に洗米等を備えるもので、勸請は軍神を祀るもので梓弓を用いて行い、全体的なことには吐気をあげるものが担っており、その作法は修験の作法にもとづいていた。⁴⁶右の人物の内、三原氏は相州家の根本被官の一族で、岩切三河入道は『不動之御瀧印呪』に「岩切三河入道可葉、示之、同三河入道可

中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態（福島）

春（花押）、伝之」とあって親子で兵法を相承していた（島津80/10/13/11）。その内容は「軍敗祓之大事」「摩利支天之祭文」「兵法鎧帶大事」「十字悪事」⁴⁷吉事⁴⁸成事⁴⁹「箭違之大事」「兵法三ヶ之大事」からなっており、摩利支天へ祈り兵具の整えなどに及ぶ口伝が集成されていた。⁴⁸また、『山本氏日帳』にみえる伊集院忠朗は老中で軍敗者であり、弘治二年一月一九日の島津氏御所内での行事では「御屋形様御父子、以内之城の御座有て、如佳例伊集院大和守殿勝吐気、太平の吐気あけられ候」とあるように、貴久・義久と継承された家督を相州家老中伊集院忠朗が全般を統括していた。右の事象を分業の面からみると、鞆初・軍神勸請・鬪のうち、鬪の声をあげる者が最も格が高かったと考えられる。それを担った伊集院忠朗は永祿九（一五六六）年に忠平（義弘）に『新義九守兵法軍庭出時大事』を伝授しており、⁴⁶世俗における当主・家臣の主従関係に対して、家臣の忠朗が師匠で当主一族の義弘が弟子という関係が成立していた。兵法は個人と個人の私的な契約の上で家中内の重要人物に伝授される一方、家内の儀礼や合戦場では家の共通の規律として機能していた。この意味で兵法書は戦国大名の家の秩序を規定する重要な役割をもっていたと考えられよう。⁴⁷

三 修法対象の近世的転換——兵法者から火伏の神へ

戦乱を経て太平の世と変わった時、兵法者はどのように転身したのだろうか。その事例として火伏の神として信仰された石坂牛之助の例が参考となる。石坂牛之助は、①都城市高城町有水西久保に「前石坂牛之助／心 □□寿阿弥陀仏／慶安三天八月廿二日」の銘の石碑があり、②

鹿兒島県曾於市財部町通山に「石坂牛之助」と刻された墓があること
で知られる。高城有水の碑は近世後期の『御道中記』に銘文の紹介があ
り、牛之助は「兵道家」と伝承されていた。⁽⁵⁰⁾ 口碑では、牛之助は兵法
者・修験者で火難除けの神様として信仰され、有水を拠点とした兵法者
は財部の寿福坊快成の流れに連なり、有水に近い石山熊野権現を所管し
た寿福寺と関係をもっていたとされる。⁽⁵¹⁾ 石碑や口碑から、石坂牛之助
は修験者で防火の神様として信仰されていた。一方、石坂の兵法者とし
ての系譜は栗林文夫氏が尚古集成館所蔵「兵法相伝之血脉」に三原重
隆・伊集院忠朗・島津忠良、三原から河田義朗・佐々宇津祐朗・石坂久
朗・島津義弘という二つの系譜がみえることを指摘された。⁽⁵²⁾ 血脈にみ
える石坂久朗が碑文の石坂牛之助のことであり、口碑は事実を反映して
いた。

高城町有水の石坂牛之助の石塔は有水名内西久保にあるが、その場合は
以下の「島津家文書」中の兵法書に伝授の場としてみえる(①②)。①
②と同じ伝授関係になるものが③④、これと近い伝授関係にある⑤⑥を
紹介しておいた。なお、文中で図等として描かれた部分はそれに近い形
で翻刻しておいた。

①『夜通之大事』(島津80/1/3/14)

〔外題〕夜通之大事 七ツ内 秀盛

夜通之大事

夫寝サマ火ヲ取埋灰、其上是書

星鬼

呪云

合者摩利支曳マニシリ天ト、^(口伝カ)

私云、胸ニ乾元亨利貞ヲ書テ、左ノ掌ニ支子ヲ書ナリ、

〔河田〕源氏義朗

〔佐々宇津〕藤原祐朗

〔石坂〕藤原久朗

〔志岐〕日下秀盛

慶安元季^{子戊}小春十九日

右者日芴庄内高城有水名内於西窪、令相伝之書写者也、

②『指印之大事』(島津80/1/4/52)

〔外題〕一兵 中度之大事 七ツ内 秀盛

指印之大事

夫知ニ死期、左ノ地火風空ヲ伏テ、当胸ニ水指ヲ揚テ見ニ、揚時ハ必可打
死ス也、何時モ軍中ニ打立時之占也、

又脇之下寒踊^{ラハ}大事ヲ見ト可心得也、

其辰ハ向玉女変倍^ラ踏九字ニテ可違、

〔明題〕是ヲ面ニ水指ニテ書符也、

〔河田〕藤原義朗

〔佐々宇津〕藤原祐朗

〔石坂〕藤原久朗

〔志岐〕日下秀盛

慶安元年^{子戊}小春十九日

右者日芴庄内高城有水名之内於西窪、令相伝書写之、

③『軍敗八陣図』(島津80/1/3/8)

〔外題〕〔貼紙〕一『上ノ九 亘部』 軍敗八陣図

八陣図作法上各本形之方図陣四節ニ通大吉也、

(円陣、以下略)

凡八陣ノ形像ハ八卦ノ星ヲ表ス 此故ニ八陣ト云也、一一ニ記頭ト云トモ、委ク八陣八卦ノ通書記、在口伝、

此書、從二位中納言大江匡房卿授源義家、其後、大江広元朝臣授源頼朝云、

嶋津陸奥守藤原忠国、嶋津伯耆守藤原豊久、村田越前守藤原経董、嶋津相模守忠良、

河田駿河守 水原氏義朗

佐々宇津撰野介 藤原祐朗

石坂牛之介 藤原久朗

壹岐加賀亮 日下部秀盛

④『唐流兵道三略拔書符』(島津80/1/3/27)

〔外題〕唐流兵道三略拔書符

○兵法三略拔書符

馬入未冒^日勝鬼馬髪可付、

(以下梵字) ウーン・ウーン・ウーン・バーン・バーン・バーン

鬼留云 方六寸五分

弓刃先 足ノウラニ可書、

(以下、略)

已上、三略之終、

(伊集院)

藤原忠朗

(河田)

源氏義朗

(佐々宇津)

藤原祐朗

(石坂)

藤原久朗

⑤『エヒス勸請作法』(島津80/1/3/12)

(壹岐) 日下秀盛

エヒス勸請作法

先護身法

次八葉印

実相ノ海ヨリ出ル神タチモ又サワノ上ニヨリイマシマセ

次請車路印

皆令離苦徳安穩樂

世間志業及涅槃樂

次秘歌云、

行ゼバヤナセハナニトモナリニケリ心ノ神ソ身ハマモリケル

(石坂) 久朗

(壹岐) 秀盛

金間ハ馬場ノ中心ヲフカクホリ、人ノシランヤウニ埋ナリ、金間ノ

ハタニテモ吉シ、

〔讀ムコエ〕

⑥『獵祭之口伝』(島津80/1/3/40/3)

獵祭之 口伝

先護身法 如常

向玉女 内獅子印

南无山神護応来臨影向 三遍

外獅子印

南无皷之前来臨影向 三遍

南无九千八海々皷之前山神愛姓給テ矢先、猪鹿山野之獵獵、忽ニ立

中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態 (福島)

所、令得給、噫々如律令、

心経百廿一卷

箭ヲ行シテ 我向矢前ニ来ル猪鹿ノモノ射フセ取フセ得タルウレシサ

祈念任心

魚之符 是ハ網ニ付ル也、

(中略)

祈念任心

(河田)

義朗

(佐々宇津)

祐朗

(石坂)

久朗

(志岐)

秀盛

笑酒之法

(本文、略す。『狝祭之口伝』と同一)

(石坂)

久朗

(志岐)

秀盛

①『夜通之大事』②『指印之大事』の末尾には河田義朗・佐々宇津祐朗・石坂久朗・志岐秀盛の四名がならび端裏書に「七ツ内」とあることから、本来は切紙七紙を一結とする伝授書だったとみられる。石坂久朗は慶安元(一六四九)年に有水名西窪で「令相伝書写」めたとあり、このころまで生きていた可能性がある。これら四名は③より河田義朗・佐々宇津祐朗・石坂久朗・志岐秀盛の順で伝授されたとみられる。この他四名の並ぶ兵法書には、「唐流兵道一騎当千軍記事」の末尾に「右此法名アリ、千騎軍兵ニ向共安穩也」とあり、これらの兵法書は唐流の兵法の伝授であった(島津80/1/3/43³⁴)。佐々宇津祐朗は『西藩烈士

干城録』に「学兵法川田義朗」とあり、その注記に「^(伊集院)忠朗伝之義朗、義朗伝之祐朗、祐朗伝之石坂牛之助久朗」とみえ、④の伊集院忠朗から河田義朗・石坂久朗への伝授は近世島津氏において広く認知されていたことがわかる。それが唐流であることは、島津氏家中における諸兵法書のなかで唐流の占めた位置を明示している。また、④から伊集院忠朗が抜けている系譜を記した③『軍敗八陣図』は、大江匡房から源義家へ、そして大江広元から源頼朝に伝承されたといい、本宗家守護島津忠国から豊久へ、老中の村田経董を経て相州家の島津忠良へ伝授されたものだった。本宗家から相州家への兵法の伝授は相州家の島津本宗家からの家の継承の正統性を証明するものと認識されていたと推測できるのであり、伊集院忠朗はこれを裏付ける家中の総帥のような立場だったことになる。⁽⁵⁵⁾その後、石坂久朗が伝授した志岐秀盛については、志岐氏に義弘の被官がおり、志岐秀盛は伊東氏から島津方に移った人物かとも想定される。⁽⁵⁷⁾一方、石坂氏は北郷氏の家臣にもみえるが、高城が島津氏直轄領に編入された場だったことを考えると、相州家島津氏の被官とみてよからう。

次に兵法書の内容をみよう。①『夜通之大事』には夜に寝るときの火の用心を心がけるもので、摩利支天の信仰を核にし、さらに文中には「乾元亨利貞」と『易経』冒頭の「乾、元亨利貞」が引用されている。その意味は「占ってこの卦を得た者は、その望みが大いに通るであろう。よろしく貞正の能く態度をとり保つべきである」というものである。⁽⁵⁹⁾易の考え方の根本をなす言葉が兵法の核であるとして記されているのであろう。②③④は兵法と直接関わるもので、②は死期に臨んでの合戦場での指印のきりかたを示し、その実態は戦場での死からの回避

の呪を示している。また、③『軍敗八陣図』は八陣以下八陣の図を示し、さらに易の陰陽を図形で示し星・干支との連関で吉凶を説明している。④『唐流兵道三略拔書符』は粘葉装の兵法書で、馬の足裏に記す護符の大きさや貼る場所を書いたマニュアルである。また、⑤『エヒス勸請作法』はエビスを勸請する際の作法で、その内容を和歌に託して伝授している。また、⑥は狩猟・漁での作法を記している。防火・合戦・狩猟・漁労に関する口伝が一体となって伝授されていたことがわかる。中世の兵法書は合戦の心得や判断のマニュアルを核としつつ、防火・狩猟・漁労といった日常生活の作法を一括して含んでいた。

右の点を了解した上で石坂久郎についてみると、石坂への信仰と関わる①は、火難除けが摩利支天の信仰で裏付けられていた点が重要である。修験道の聖教『仏説摩利支天経』では、国土を平らげ軍隊を守護し合戦に利をもたらすとされた摩利支天の信仰を怠ると身体を壊し火難に襲われ三悪道に墜ちると説かれている⁽⁶⁾。この点で、兵法と火難除けは一体のものとして認識されていた。この内容は、真言宗智山派の岐阜県多治見市長福寺所蔵の聖教をみると、一結の組み合わせに火伏札の書様、棟札の書様、「將軍守 頼朝公隨身」の封の中に「大勝金剛法 軍陳守」と記した護符が入っているものがあり、兵法の護符の書様は防火の護符の書様と一具で伝授されていた⁽⁶⁾。また、修験道の『法流伝授切紙類集』では除魔大事にはじまる六〇種近い加持祈祷の儀礼が摩利支天九字の大事・兵法十字の大事・火伏之大事・火伏札・金神除法の順で並んでいる⁽⁶⁾。兵法と火伏は修法の伝授において近接する関係にあると認識されていた。石坂牛之助が兵法者から火難除けの神に転じたのは、伝授された聖教が家中では兵法、在地社会では火難除けを要請され、合戦

中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態（福島）

が日常から消えた近世では後者の面が重視されたからと考えてよからう。

以上の点からみると、兵法書が伝授された有水名西窪の石坂碑がある場は石坂の住坊の一角とみてよからう。石坂の碑のある二つの場は、有水名西窪が伊東・島津両氏が争った下ノ城の近隣で大淀川の渡河点に近く、財部の通山は鹿兒島・都城を結ぶ要路で近世には宿場と番所がおかれていた⁽⁶⁾。石坂牛之助の石碑は修験者の情報伝達等の活動と密接にかかわっていたと推察される。現在、西窪の石坂の石塔の周囲には近世以降の火伏講の講衆による石垣等が建立されている。石坂は兵法者から火伏の神に変わった。このことは、修験者による兵法の役割の減少、火伏への信仰の拡大がベースにあり、兵法伝授の場が火伏神の御札発行の講の拠点に転じていったことを示しているよう。

おわりに

中世後期の南九州に伝来した兵法書を通して、理念、流儀と師資相承の伝授関係、兵法者の近世への転換について述べておいた。全体をまとめておきたい。

相良氏の氏寺願成寺に伝来した相良義陽手沢『仏説弓法陀羅尼経』をみると、その内容は密教的世界観に基づいた教相に対応する兵法書で、武者の持つ弓矢は金胎不二を体現するものであり、弓矢の使用は現世での正法を行う行為で敵を倒して衆生に安穩をもたらすという考えにもとづいていた。この内容は領国経営の思想と相応するものであったと考えられる。一方、その伝来をみると、本書は鹿島神宮寺僧長演の本が上総

の僧を媒介に相良氏に伝来しており、願成寺の僧が真言僧で修験の行者という両面をもち全国的な僧のネットワークの上で活動していたことを示している。

一方、「島津家文書」中の地取・勸請・陣形等に関わる兵法書は密教・修験における事相書に位置づけられるものと考えられ、その核となる部分は小笠原氏の系譜とされる『訓閲集』系の兵法書と大唐流とみられる。兵法書の内容は修験道と深い関係のものが多く、軍師となった者は島津氏の老中伊集院忠朗、地頭河田義朗をはじめとする人物で、忠朗は忠平（義弘）等の島津氏当主一族にも伝授していた。主従関係でみる忠平・忠朗の関係は、兵法書の伝授の師資相承関係では逆転するのである。一方、島津氏家中における密教僧・修験から伝授された兵法書が家中内で伝授を繰り返し、家督とその側近が兵法書の伝授者の総帥に近い立場にたつことは同一価値体系の共有という側面をもっていたといえよう。

兵法者は戦国期には合戦等を主導したが、戦国の終焉とともに密教僧・修験者になった中世風の兵法書は主流からはずれたものになった。⁽⁶⁾ 伝統的な兵法者だった石坂牛之助が火伏神として在地で信仰され、その拠点の場が火難除けの御札賦りの場にかわったことは、本来の一結の聖教に火伏とともに合戦の護符も一括されていたなかから実際にかなう火伏の方を選びとった結果を示している。兵法と火伏は密教・修験に基礎をおく聖教に共有されており、在地社会の需要の変容に応じてこのような変化をたどったと考えられよう。

注

- (1) 「太平記に見えた子房の一卷の秘書」(『日本歴史』九四、一九五六年)。
- (2) 「毛利元就と『張良一卷之書』」(『龍谷大学論集』四七四・四七五、二〇一〇年)。
- (3) 「兵法諸流と武者言葉との関係についての試論—小笠原流古伝書および末書について—」(『神戸大学文学部紀要』三、一九七三年)。
- (4) 大谷節子『張良一卷書』伝授譚考—謡曲『鞍馬天狗』の背景—(『室町芸文論攷』一九九一年)。なお、「島津家文書」中の『訓閲集』関係の書物を見ると、書名は同じでも一冊のまとまりがあるもの、一結内で部類ごとに分けられたものなど多様であり、諸本の内容的変化なども含めて書誌の検討が必要と思われる。
- (5) 「島津氏と修験道」(『狩猟民族と修験道』白水社、一九九三年)。
- (6) 拙稿「戦国期における兵法書の伝授と密教僧・修験者」(『生活と文化の歴史学9 学芸と文芸』竹林舎、二〇一七年)。
- (7) 「中世以来、修験道・真言密教に慣れ親しんできた島津氏」(『中世島津氏研究の最前線』洋泉社、二〇一八年)。
- (8) 用語抽出に際しては、国文学研究資料館の「日本古典文学大系本文データベース」を使用した。以下に示す典拠は、岩波書店刊行の旧版「日本古典文学大系」の巻・頁を示す。
- (9) 日本古典文学大系八四・二七二頁。
- (10) 日本古典文学大系三七・八八頁。
- (11) 日本古典文学大系三八・一一七頁。
- (12) 日本古典文学大系四一・七六頁。
- (13) 『中世政治社会思想 上』一九七二年。
- (14) 以下、「相良」は『大日本古文書 相良家文書』の文書番号である。
- (15) 宮家準「修験道の諸尊法」(『修験道儀礼の研究(増補版)』春秋社、一九八五年)四一—頁。
- (16) 修験聖典編纂会『修験聖典』(一九三七年)五三頁。
- (17) 願成寺古棟木銘によれば、願成寺は天福元(一一三二)年に相良長頼が、その後、文明一二(一一四〇)年に相良為統が再興したとみえて相良氏の氏寺であった。ただし、これを裏付ける素材は他にないとされる(願

- 成寺の歴史について」『願成寺文書』人吉市教育委員会、一九九一年。
- (18) 『願成寺文書』一四六(二一八八、人吉市教育委員会、一九九一年)。
『願成寺文書』ではタイトルの「以怖魔」とする。
- (19) 『系図纂要』第二冊・四八〇頁。
- (20) 『中世政治社会思想 上』一九七二年。
- (21) 上洛した惟勝が義陽の「神道執心」の様子を吉田兼右に伝達したと永祿九年閏八月一日付け義陽宛吉田兼右書状にみえる(相良五二)。
- (22) 弘治三年七月二〇日相良頼房(義陽)判物(『大日本古文書 島津家文書』一九三)。
- (23) (永祿六年九)霜月一日島津貴久書状(『大日本古文書 島津家文書』一四一四)。
- (24) 『鹿児島県史料集』一三(一九七三年)。また、『西藩烈士于城録』には「有勤勞於国家、新納忠元・肝付兼盛与之褒牒云」とみえる(鹿児島県史料集(51)、二〇二二年)七八頁。
- (25) 高田素次校訂『南藤蔓綿録』(青潮社、一九七七年)。
- (26) 二月六日、法印長演書状(旧大瀬宜家文書二八六、『千葉県史料 中世篇 香取文書』)。
- (27) 『茨城県の地名 日本歴史地名大系12』(平凡社、一九八二年)三九七頁。
- (28) 『千葉県地名 日本歴史地名大系8』(平凡社、一九九六年)七九八・八〇一・八〇四頁。
- (29) 『受法用心集』の本文・解題は、末木文美士「高山寺本『受法用心集』について」(『高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』平成一八年度、二〇〇七年)、同「高山寺本『受法用心集』の翻刻研究」(一)〜(四)(『高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』平成一九年度〜平成二二年度、二〇〇八〜二〇一一年)、同「高山寺本『受法用心集』の翻刻訂正」(『高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集』平成二三年度、二〇一二年)参照。
- (30) 『坊津一乗院聖教類等 目録』(南さつま市坊津歴史資料センター輝津館、二〇一五年)コ42-13。
- (31) 筆者が願成寺文書(人吉城歴史館保管)の調査で確認した。
- (32) 山本博文編『島津家文書目録 III』(東京大学史料編纂所、二〇〇〇年)二九九一以下、および一九八二以下。

中世後期南九州の兵法書の性格とその受容形態(福島)

- (33) 大枠は、前注(6)拙稿で示しておいた。
- (34) 『太平記』の「谷堂炎上事」の部分には倒幕方と六波羅勢の戦闘で谷堂が炎上した際に「仏像・神体・経論・聖教、忽ニ寂滅ノ煙ト立上ル」とあり、また、能「丹後物狂」には「われ学問の奥儀を極め、経論・聖教は申すに及ばず、歌道の冊子八代集、習ひ覚えて候、」とある(『日本古典文学大系四〇・二〇二頁)。本文で述べた聖教の性格と一致している。
- (35) 「兵法(摩利支天三十番神円相)」は、中央に八卦の図、三十番神を方角に重ねて円相に収めた図、九字の呪文、摩利支天の真言を収めており、摩利支天信仰に易を合体させている(江戸時代、横浜・宝生寺聖教一九〇八、『特別展 横浜の元祖 宝生寺』神奈川県立金沢文庫、二〇一七年)。
- (36) 新納文書(東京大学史料編纂所写真版G17167760)。
- (37) 『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜一』五三五頁。「新納忠元勲功記」(旧記後一・一三五二)。
- (38) 拙著『戦国大名島津氏の領国形成』(吉川弘文館、一九八八年)一四一頁。
- (39) 貴久の没日は元亀二年六月二三日である(旧記後一・五八九・五九〇)。
- (40) 『上井覚兼日記』天正四年八月一九日条に「軍敗川田駿河守」とある。
- (41) 『唐流兵書虎之下巻』の末尾に「伝灯主藤原経堯/源義元/快宗律師/源義照」、中巻には「伝灯主藤原経堯/水原氏義元/快宗律師/源朝臣義照」とある(島津80/10/13/20・26)。
- (42) 永松前注(5)論文。
- (43) 『本藩人物志』三原重益の項目以下参照(一七六頁)。
- (44) 「軍敗敵の大事」には、その要点が「招無病安穩・息災延命、横死横難ヲ遁秘法也」と記している。
- (45) 伊集院忠朗は天文二三年の岩剣城合戦では義久につづいて「軍敗者伊集院大和守」とみえる(『岩剣合戦日記』旧記前二・二七五二)。
- (46) 『新義九守兵法軍庭出時大事』の内容は、永松前注(5)論文に紹介されている。
- (47) 興味深いことは、河田義朗など中世の修験・真言系兵法伝授者の一部のみが近世薩摩藩の家臣の略歴を記した『本藩人物志』『薩藩烈士于城録』に明記されていることである。永松氏が指摘された両書に見える修験関係

者は前注(5)永松論文所載の「島津氏関係仏教者(修験者)一覧」にまとめられており参照されたい。

- (48) 『高城町史』第三章「石塔石碑を尋ねる」(野口徳次執筆、一九八九年)三八七頁。
- (49) 『鹿児島県曾於郡財部町郷土誌』(一九三六年)五三七頁。
- (50) 『石坂碑』(『都城市の文化財』、二〇一四年)。
- (51) 前注46『高城町史』三八七頁。なお、『慶安三天八月廿二日』の日付は牛之助の没日とする解釈があるなかで、村のなかで記念碑として造立されたとも解釈されている。石碑とその周辺の概況は市園龍夫「火の神様石坂牛之助」(『高城の石塔・石碑・石仏たち』、一九九三年)。
- (52) 財部町の石坂碑は「通山の六地藏と石坂牛之助の碑」(『鹿児島県曾於郡財部町郷土誌』一九三六年)、椋鳩十・有馬英子『鹿児島県の伝説 日本伝説II』(角川書店、一九七六年)参照。
- (53) 前注(7)栗林論文。
- (54) 義朗以下四名が連名でみえるものは、他に『猟祭之口伝』(島津80/1/3/40/3)もある。
- (55) 忠朗の孫忠棟の家中での位置に影響を与えたであろう。
- (56) 『本藩人物誌』には、義弘の日向邦飯野に移った際の移衆に吉岐助兵衛などがみえる(鹿児島県史料集一三、一九七三年)。
- (57) 伊東氏方の合戦の記録『吉岐加賀年代記』には、永禄四(一五六二)年四月の飢肥合戦で伊東方の人物に「吉岐治部少輔・長倉刑部少輔殿」がみえる(旧記後一・一七四)。
- (58) 『本藩人物誌』に石坂大和守久武がみえ、北郷家家臣とし永禄元年に大隅国肝付宮之原の合戦で死去したとみえる。
- (59) 高田真治・後藤基巳訳『易経(上)』(岩波文庫、一九六九年)七九・八〇頁。
- (60) 宮家準『修験道の調伏法』(『修験道儀礼の研究(増補版)』(春秋社、一九八五年)五〇一頁。なお、『修験常用秘法集』に含まれる『寅八毗沙門天王虎巻法』によれば、毘沙門天法の中に兵法が組み込まれ、摩利支天の真言呪を唱えれば兵闘において自身に福をもたらすとある(『日本大蔵経 修験道章疏一』二四三頁)。
- (61) 長福寺の調査は、良盛快正氏のご許可をいただき、多治見市教育委員会文化財保護センターの岩井美和氏をはじめとする方々とともにやっている。
- (62) なお、天正元(一五七三)年の肝付攻めを記した『北郷時久日記』には、平松陣での歟初・地破・鎮定・地神供・供物加持・幣役・地布・御幡・御幕・御太刀持・カキ役・貝武役の諸役人とともに、祈禱に動員された北郷氏の氏寺の祈禱について「天長寺大勝金剛ノ法」「西生寺青面金剛ノ法」と記されている(旧記後一・七二四)。真言寺院の天長寺が大勝金剛法を修しているのは兵法に応じた修法であったといえよう。
- (63) 『修験聖典』三六一頁。
- (64) 『宮崎県の地名 日本歴史地名大系46』(平凡社、一九九七年)。
- (65) 『鹿児島県の地名 日本歴史地名大系47』(平凡社、一九九八年)。
- (66) 島津家伝来兵法書は光久の段階で版本化されていく。それに関わったのが野村良綱だが、この一括の兵法書群と中世のいくつかの分散した兵法書がどのような関係にあるかは、今後の課題である。なお、野村良綱の伝記などは川崎大十「野村美作守良綱」(『千台』三一、二〇〇三年)がある。川崎論文は黒田安雄氏から提供をうけた。
- (付記) 本稿は科研・基盤研究(C)「中世軍学書の形成と継承―聖教の俗人への伝授とその実態―」の研究成果の一部である。願成寺文書の調査では人吉市役所の三村講介氏のお世話になった。また、本稿は、「戦国時代の都城の兵法書と地方暦」(都城島津伝承館企画展講演会、二〇一七年八月二七日)、「密教聖教と兵法書の間―肥後人吉願成寺の聖教―」(第30回斯道文庫講演会、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫、二〇一七年一月二七日)として発表した内容を含んでいる。